

公 告

飲料用自動販売機設置に係る行政財産（土地）の貸付けについて、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び江南市契約規則（昭和54年規則第3号）第5条の規定に基づき公告します。

令和7年9月3日

江南市長 澤田 和延

1 入札に付する貸付け物件

- (1) 貸付け物件名 交通児童遊園自動販売機設置箇所貸付け
 - (2) 設置場所等
 - ① 設置場所：交通児童遊園内指定設置箇所（屋外テント前）（別紙）
 - ② 設置台数：2台（缶、ペットボトル等飲料用）
 - ③ 設置面積：1台あたり2平方メートル
 - ④ 設置物寸法：本体
 - 幅 1. 5メートル以内
 - 奥行き 1. 0メートル以内
 - 高さ 2. 0メートル以内
- 使用済み回収ボックス
- 幅 0. 5メートル以内
 - 奥行き 1. 0メートル以内
 - 高さ 1. 2メートル以内

※④について、放熱余地を含む。

※商品補充及び維持管理のための扉の開閉等、稼動上障害がないかについては、落札決定後、設置前に確認をしてください。設置箇所の供用開始前に電話等で確認時期の調整をしてください。

- (3) 貸 付 期 間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
※貸付契約の更新は認めないものとする。（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）
- (4) 概 要 飲料用自動販売機2台分の設置箇所を貸付けます。
- (5) 貸 付 料 入札書に記載された金額をもって貸付料とする。（非課税）
- (6) 入札実施方法 入札に際しては、「江南市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱」、及び「江南市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領」を熟読すること。

2 入札参加資格

(1) 次のすべてに該当する個人又は法人は、入札に参加することができます。

ア 個人の場合は江南市に住所及び店舗を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。

イ 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について、本入札の公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営をする自動販売機を国または地方公共団体の庁舎等（庁舎その他の建物及びその付帯施設並びにこれらの敷地）に設置した実績があること。

ウ 入札の公告日から落札決定の日までに、本市より指名停止の措置を受けていないこと。

エ 入札の公告日から落札決定の日までに、本市より「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月28日締結）による排除措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てをしない者又は申立てをされていない者であること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしない者又は申立てをされていない者であること。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する事実があった後2年を経過しない者について、契約の履行に当たり使用人としていないこと。

ク 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

ケ 国税、愛知県税及び江南市税の未納がないこと。

3 自動販売機の設置条件

自動販売機機器の仕様等、設置の条件については、各号に定めるとおりです。なお、この公告は江南市公告式条例（昭和29年条例第1号）第4条第2項に定める方法で掲示するほか、公示期間中は江南市ホームページにも掲載します。

(1) 飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）との契約形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置事業者に対し、行政財産である土地の一部を貸し付ける方法により行います。

(2) 必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については江南市の指示に従っていただきます。

イ 光熱費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（専用メーター）を設置し、それによる実費を、江南市が指定する期限までに全額納入してください。

ウ 電気及び給排水工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

(3) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

- ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- イ 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- ウ 設置物寸法を超えないものとし、転倒防止対策（ただし、原則アンカー止めは禁止）を行うこと。
- エ 災害発生時に災害救助ベンダーとして販売機内の飲料を無償で取り出すことができる機能を有すること。（本機能については、入札後、取出し飲料の費用負担の方法等について調整させていただきます。）

(4) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転借してはならない。
- イ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、江南市の指示に従うこと。
- ウ 販売品目について、お茶、水、炭酸飲料、ジュース、牛乳等の缶、ビン、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック入りの清涼飲料水等とし、酒類及びその類似品の販売は、認めないものとします。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に江南市と協議してください。
- エ 販売価格については、標準小売価格より高い価格での販売は認めないものとします。

(5) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を江南市に請求することができません。

4 一般競争入札参加申込書の提出

入札参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書(貸付け契約用)(様式第1)を提出しなければなりません。また、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書提出期間

令和7年9月3日(水)～ 令和7年9月12日(金)

午前8時30分～午後5時(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)

(2) 一般競争入札参加申込書提出方法及び提出場所

江南市ホームページに掲載されている一般競争入札参加申込書(貸付け契約用)(様式第1)に必要な事項を入力し、江南市役所健康こども部子育て支援課まで持参してください。なお、郵便、電話、ファックス及びインターネットによる受付はいたしません。

5 質問及び回答

公告の内容等に対する質問及び回答は次により行います。

(1) 質問期限

令和7年9月17日(水) 午後5時まで

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、文書により江南市役所健康こども部子育て支援課へ直接持参して提出してください。

質問書の様式(様式第2)は、江南市ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 回答日

令和7年9月19日(金) 午前9時から

(4) 回答方法

江南市役所健康こども部子育て支援課まで回答書(様式第3)を直接受取りに来てください。

6 入札保証金・契約保証金

免除

7 入札金額

(1) 入札金額は、1(3)の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。(非課税)

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とします。

8 入札

(1) 入札は所定の入札書(貸付け契約用)(様式第4)(以下「入札書」という。)を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、貸付物件名、設置場所又は所在地、入札者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者名)を封筒に表記しなければなりません。

(2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印

してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - イ 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - ウ 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
 - エ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - オ 談合情報どおりの結果となった入札
 - カ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
 - キ 他人の代理人を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
 - ク 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他記載事項が確認できないもの
 - ケ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - コ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - サ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (7) 入札参加者の事前公表は行いません。

9 入札の基本事項

- (1) 入札参加申込みをされた方は、(5)入札日時及び(6)入札場所に記載する場所において入札書を提出していただきます。この入札に参加されない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵送、ファックス及びインターネットなどでの提出は受付いたしません。
- (2) 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、予定価格以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札候補者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。
- (4) 入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式第5）を江南市ホームページからダウンロードし、必要事項を記載のうえ入札日前日までに江南市役所健康こども部子育て支援課に提出してください。

(5) 入札日時

令和7年9月24日（水）午前10時から

(6) 入札場所

江南市役所 防災センター2階 研修室1

1.0 資格確認書類の提出

開札終了後、落札候補者は次に掲げる資格確認書類を落札候補者決定を受けた日の翌日から起算して2日以内（江南市の休日を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日を含まない。）に江南市役所健康こども部子育て支援課まで持参により提出してください。

なお、期限までに提出がないときは、当該落札候補者が行った入札は無効とします。

提出書類（資格確認書類）：各1部

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）（様式第6）
- ② 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
 - ア 法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
 - イ 個人の場合：身元証明書
- ③ 国税、愛知県税及び江南市税の未納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - ア 国税については、所管税務署が発行する納税証明書。
 - i) 法人の場合：「法人税」、「消費税及び地方消費税の納税証明書」（その3の3 未納のないことの証明）
 - ii) 個人の場合：「所得税」、「消費税及び地方消費税の納税証明書」（その3の2 未納のないことの証明）
 - イ 愛知県税については、愛知県県税事務所が発行する納税証明書。
 - i) 法人の場合：「法人県民税」、「法人事業税」、「特別法人事業税及び地方法人特別税」、「自動車税（種別割）」の納税証明書（未納の税額がないこと用）
 - ii) 個人の場合：「個人事業税」、「自動車税（種別割）」の納税証明書（未納の税額がないこと用）
 - ウ 江南市税については、江南市の税務課が発行する納税証明書。
 - i) 法人の場合：「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税（種別割）」の納税証明書
 - ii) 個人の場合：「普通徴収（特別徴収）市県民税」、「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税（種別割）」及び「国民健康保険税」の納税証明書
- ④ 自販機の設置業務において、入札告示の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営をする自販機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績が分かる書類

1.1 資格確認結果の通知

落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決

定したうえ、当該落札者に通知します。

落札候補者が資格なしとなった場合は、次の入札価格の高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行います。

資格がないと認められた場合は、一般競争入札参加不適格通知書（貸付契約用）（様式第7）により、その理由を付して通知します。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由についての説明を求めることができます。この場合、通知のあった日の翌日から起算して3日（江南市の休日を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に江南市役所健康こども部子育て支援課に書面を持参してください。

理由は、説明を求める文書を受理した日の翌日から起算して7日以内に書面で回答します。

落札候補者が資格なしとなった場合は、次の順位の者から適格者が確認できるまで順次審査を行うので、資格確認書類を求められた場合は、求められた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）に江南市役所健康こども部子育て支援課まで持参してください。期限内に資格確認書類を提出しないときは、無効とします。

1.2 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

1.3 契約の締結

- (1) 別紙契約書（要綱様式第3）より、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は入札参加者名義で行います。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月28日締結）に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、江南市は一切の損害賠償の責を負いません。

1.4 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

- 1.5 問い合わせ先 江南市役所健康こども部子育て支援課
江南市赤童子町大堀90番地
0587-54-1111（内線280）

別紙

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所等	
施設名称	江南市交通児童遊園
所在地	江南市木賀町大門 1 9 番地
設置場所	別紙配置図参照 ※ 2 台並列して設置予定
開庁日及び時間	開園日：1 2 月 2 9 日～1 月 4 日を除く日 時 間：午前 9 時～午後 5 時
職員数及び来庁者数	令和 4 年度 1 0, 3 8 9 人 令和 5 年度 1 1, 5 8 5 人 令和 6 年度 1 4, 7 6 3 人
現在の自動販売機の飲料価格	缶、ペットボトル飲料 標準小売価格
その他	・ 児童館や園庭への通常の来園の他、児童館行事の参加など年間を通して多数の来園があります。 ・ 土曜日・日曜日・祝日に、園庭にてゴーカートや自転車の貸し出しがあり、市内外問わず多く方が利用されます。 ・ 駐車場は約 2 2 台分です。 売上実績：月間平均売上 72, 715 円（2 台） R5. 4. 1～R7. 3. 31 現在設置している事業者の申告によるものです。